

## 議案第46号

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例の制定について

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月1日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第3  
号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条  
第3項」の次に「（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含  
む。）」を加え、同条第5項中「行う者」を「行う施設」に改める。

第44条第2項中「第6条第1項本文」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。